

第5章 教職課程

I. 教職課程とは

日本の現在の教員養成は、教員養成系大学・学部とそれ以外の一般大学における教職課程の二本立てで行われています。後者は、教員養成に特化した機関ではなく、広く大学教育全体の中に教員養成を位置づけるシステム（「開放制教員養成制度」と呼ばれる）であり、本学は、長年、このシステムによって多くの教員を輩出していましたが、平成21年度より人間開発学部が誕生したことによって、本学の教員養成には、両者のシステムが並立することとなりました。

文学部、法学部、経済学部、神道文化学部においては、幅広い教養と専門的知識を身につけた教員になることが求められているわけです。いずれにせよ、「資格だけでも取っておこう」という学生をもともと対象にした課程ではないことを、しっかり銘記してください。

教員免許状を取得するには、専門学部・学科の卒業要件のほか、教育職員免許法及び施行規則に規定されている

- ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目
- ② 教職に関する科目
- ③ 教科に関する科目
- ④ 教科又は教職に関する科目

から多くの単位を取らなければなりませんし、介護等体験や教育現場での実習があり、さらにそれに参加するためのガイダンスにもすべて参加しなければなりません。安易な気持ちで教員免許状が取れるわけではないのです。

さらに、「教育実習」に参加するためには、下級年次で修得しておかなければならぬ条件科目がいくつか設定されています。ですから、卒業と同時に教員免許状を取得するためには、1年次から計画的に自らのカリキュラムを組み上げ履修していく必要があります。

実際の教育現場において教育活動に携わる「教育実習」は、中学校教諭一種免許状を取得する場合には、

- ① 4年次に3週間
- ② 3年次・4年次に各2週間

のどちらか（実習校によって決まります）で行うことになります。本学の場合は、「①4年次に3週間」で行うことを基本にしています。高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は4年次に2週間ないし3週間で行いますが、現在の教育界では高校だけの免許状では採用がないといつても過言ではありません。中高両方の免許状を取得していることを教員採用試験受験の条件とする教育委員会・学校が増加していますので、必ず中高両方の免許状を取得するよう努力してください。また、私立の中高一貫校などの教員採用では、中高の一種免許状だけでなく、専修免許状（大学院にて取得可能）を資格要件にするところが普通になっていますので、大学院進学も視野に入れて教員の道を考える必要もあるでしょう。

なお、平成21年度より教員免許の更新制がスタートしており、免許状取得後10年が経過すると更新講習を受けなければ免許状が失効することになっています。そのため、教員免許は他の資格にも増して、将来を見通したうえで取得することが求められます。

どの学校種の教師でも、道を拓くのはあなた自身です。教職に就くのは確かに厳しい道ですが、強い希望と確かな力を原動力にして、自分を磨き、夢を叶えましょう。

【履修手続き】

1. 履修届

履修登録の際、取得希望教科（教職・資格欄）および、各自が履修しようとする教職課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。

ただし、一定の基準（GPAなど）により、履修を制限する場合があります。日本文・外国語文化学部の学生に関してはP112・113を参照ください。

2. 教職課程費納入

教職課程を履修するには授業料の他に「教職課程費」が必要です。納入時期は1年次後期及び3年次前期の2回を予定しています。納入期日、金額等については、「履修に関する説明会」及び掲示、大学ホームページにてお知らせします。なお、一度振り込まれた諸費用は返却しません。

3. 本課程の履修単位は、年次別履修単位制限の枠外となります。ただし、卒業要件に含まれる科目はこの限りではないので注意してください。

【掲示】

諸手続及び、伝達事項等については、教職センター掲示板、大学ホームページ（教職センター）またはK-PITで案内します。

【教員免許状の授与】

教員免許状は所定の単位を修得した後、各都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。本学が発行するものではありません。

なお、下記のいずれかに該当する場合、教員免許状は授与されません。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【教員免許状の申請方法】

1. 一括申請による授与

本学では、4年次で卒業時に教職課程の所定の単位を修得できる見込みのある者を対象に、大学が一括して東京都教育委員会に申請し、教員免許状の授与を受ける制度を採用しています。一括申請は4年次に申込手続きが必要となりますので、教職センターの指示に従ってください。この場合、教員免許状は卒業式当日に交付されます。

2. 個人申請による授与

個人で免許状の申請を行う場合には、卒業後に申請者の住民票がある都道府県の教育委員会に各自で申請手続きを行い、場合によっては検定を受けることになります。

(個人申請の方法)

- ① 申請する都道府県の教育委員会に問い合わせ、申請書類を受け取る。
- ② 大学の教務課で修得単位等の証明を受ける。
- ③ 必要書類をそろえて教育委員会に提出する。

【科目等履修生】

学部卒業までに教員免許状を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として登録したうえで、必要単位を修得し、免許状を取得する方法があります。希望者には「科目等履修生出願要項」手続要項を渡すので、4年次の成績発表後のなるべく早い時期（3月上旬頃）に教務課へ申し出てください。

II. 取得できる教員免許状の種類及び教科

本学では、中学校、高等学校、幼稚園、小学校及び特別支援学校教諭の一種免許状が取得できます。取得できる「基礎免許」の種類及び教科は、学部・学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことにより、下表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」を取得することも可能です。

適用される教育職員免許法の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。P114 以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

学部・学科			文学部					法学部	経済学部		学神道文化部
免許の種類			日本文学科	中国文学科	学外国語文化科	史学科	哲学科	法律学科	経済学科	経営学科	学神道文化科
中学校教諭	1種	国語	◎	◎							□
		英語	□	□	◎	□	□	□	□	□	□
		中国語	□	□	○	□	□	□	□	□	□
		社会	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		保健体育	□	□	□	□	□	□	□	□	□
高等学校教諭	1種	国語	◎	◎							□
		書道	○	□							□
		英語	□	□	◎	□	□	□	□	□	□
		中国語	□	□	○	□	□	□	□	□	□
		地理歴史	□	□	□	◎	□	□	□	□	□
		公民	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎
		情報							□	○	□
		商業							□	□	○
		保健体育	□	□	□	□	□	□	□	□	□
幼稚園教諭	1種	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
小学校教諭	1種	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
特別支援学校教諭	1種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

◎：基礎免許① ○：基礎免許② □：副免許 ◆：異なる学校種の副免許 △：特別支援学校教諭

上表の「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程を受講するには、まず各自の所属学科における「基礎免許①」を履修し、さらに定められた条件を満たさなければなりません。「基礎免許①」を取得せずに、「副免許」または「異なる学校種の副免許」、もしくは「特別支援学校教諭免許」の課程のみを受講することはできません。受講希望者は、次ページ以降に記載された履修方法・条件をよく確認のうえで、受講してください。

【基礎免許の取得について】

基礎免許は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず基礎免許を受講しなければなりません。P114 以降に従って履修してください。

- ※ 基礎免許については、免許状の一括申請ができます（前ページ参照）。
- ※ 実習校が見つからない、採用試験が受験できない等の問題が生じる場合がありますので、基礎免許はできるだけ中学校・高等学校両方を受講してください。なお、教育実習は基礎免許で行うことを原則とします。
- ※ 基礎免許②の教科を取得する場合、それぞれ同学校種の基礎免許①の教科を同時履修することが受講の条件となります。なお、基礎免許②の教科は、副免許として取得することも可能ですが（必要単位等は、次項を参照してください）。
- ※ 「中国語」を受講する場合、共通教育プログラムの総合科目群の外国語で中国語を履修していることが望まれます。

【副免許の取得について】

副免許は、他学科の科目を履修することにより、取得することを認めていますが、各自の所属学科の基礎免許①の教科（同じ学校種に限る。中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を履修していることが受講の条件となります。たとえば、日本文学科の学生が「中学校の英語」を受講する場合は、「中学校の国語」を履修していることが条件となります。

なお、中学校・高等学校の保健体育の受講を希望する場合は、以下の条件も満たす必要があります。

1. 2年次終了までの累積GPAが2.20以上であること
2. 保健体育用教職課程費（施設使用費）の納入

副免許を取得するには、「基礎免許①」の免許の取得が前提となりますので、取得が必要な単位は、該当教科の「教職に関する科目」の教科教育法及び「教科に関する科目」のみとなります（ただし、「保健体育」は除く。P114「副免許」参照）。また、「教科に関する科目」を受講する学科は指定されていますので、「VII. 『教科に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」の指示に従って受講してください。

副免許を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて取得できない場合があります。

3. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

【異なる学校種の副免許の取得について】

異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる基礎免許とは異なる学校種の免許（小学校・幼稚園教諭免許）を指します。履修にあたっては、以下の条件を満たす必要があります。

1. 各自の所属学科の基礎免許①（中学校）を履修中であること
2. 2年次終了までの累積GPAが2.20以上であること
3. 小学校または小学校と幼稚園用教職課程費の納入

異なる学校種の副免許を取得する場合、法令に基づき、基礎免許を取る際に修得した「教職に関する科目」の単位の一部を流用することができます。ただし、流用できない科目の単位は再度取り直さなければなりません。（履修の方法については、P121・122「4. 異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）」参照）

異なる学校種の副免許を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

異なる学校種の副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

異なる学校種の副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて取得できない場合があります。

3. 介護等体験

すでに実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

4. 教育実習

異なる学校種の副免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、もう一度教育実習を行う必要があります。

【特別支援学校教諭免許の取得について】

特別支援学校教諭免許は、初等教育学科の科目を履修することにより、取得することを認めていますが、各自の所属学科の基礎免許①の教科（中学校または高等学校のいずれか）を履修していることが受講の条件となります。

特別支援学校教諭免許状について

特別支援学校教諭免許状は、特別支援教育に関する科目の単位修得状況等に応じて、1または2以上の特別支援教育領域を定めて授与されます。

本学では、次の5つの特別支援教育領域のうち、

- ① 視覚障害者に関する教育領域
- ② 聴覚障害者に関する教育領域
- ③ 知的障害者に関する教育領域
- ④ 肢体不自由者に関する教育領域
- ⑤ 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域

知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域の一種免許状を取得することができます。

特別支援学校教諭を取得する場合の注意事項について

1. 一括申請

特別支援学校教諭免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

2. 卒業時の免許取得

特別支援学校教諭免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位をすべて取得できない場合があります。

3. 教育実習

特別支援学校教諭免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）を行う必要があります。

【教職課程における履修制限について】

日本文学科及び外国語文化学科については、以下のとおり基礎免許の履修に制限が設けられていますので、注意してください。

日本文学科の学生が国語（中学校一種・高等学校一種）の免許状を取得する場合

3年次以降に教職課程の履修を継続するには、以下の受講条件を満たす必要があります。

- ① 2年次までに下表15科目30単位を修得すること。
- ② 2年次までの下表15科目30単位のGPAが2.00以上であること。

授業科目名	開講	単位数	開講学年	備考
日本文学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
日本文学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
日本語学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
日本語学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
伝承文学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
伝承文学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
漢文学概説	後期	2	1	専門教育科目
日本文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
日本文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
日本語学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
日本語学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
伝承文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
伝承文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
漢文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
漢文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目

上記の受講条件を満たさない場合でも、教員志望の意思が固く免許状の取得を強く希望する場合は、教務委員と相談し、面接・口頭試問の上で履修の継続を許可があるので、教職センターまで申し出てください。

外国語文化学科の学生が英語（中学校一種・高等学校一種）の免許状を取得する場合

3年次以降に教職課程の履修を継続するには、「2年次までに下表14科目28単位のGPAが2.00以上であること（再履修科目は除く）」を満たす必要があります。なお、下表14科目28単位のうち未履修の授業科目については、R評価とみなしてGPAを算出することになりますので、2年次までに必ず履修するようしてください。

授業科目名	開講	単位数	開講学年	備考
英語I	前期	2	1	共通教育科目
英語II	後期	2	1	共通教育科目
英語演習IA	前期	2	1	専門教育科目
英語演習IB	後期	2	1	専門教育科目
英語文献演習IA	前期	2	1	専門教育科目
英語文献演習IB	後期	2	1	専門教育科目
英文法A	前期	2	1・2	専門教育科目
英文法B	後期	2	1・2	専門教育科目
英語演習IIA	前期	2	2	専門教育科目
英語演習IIB	後期	2	2	専門教育科目
英語文献演習IIA	前期	2	2	専門教育科目
英語文献演習IIB	後期	2	2	専門教育科目
英語表現A	前期	2	2	専門教育科目
英語表現B	後期	2	2	専門教育科目

上記の受講条件を満たさない場合でも、教員志望の意思が固く免許状の取得を強く希望する場合は、教務委員と相談し、面接・口頭試問の上で履修の継続を許可があるので、教職センターまで申し出てください。なお、面接・口頭試問の際は、修得単位数等についても確認します。

III. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法に則って定められています。法令上、大学において修得することを必要とする最低修得単位数とともに、本学での具体的な履修方法及び授業科目について記します。教員免許を取得するためには、次表の単位数が必要となります。

【基礎免許】

「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に基づく本学での最低修得単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2
最低取得単位数 計	8

「教育職員免許法第 5 条別表第 1」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格	免許状の種類	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格	学士の学位を有すること（＝卒業）	
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	20
	教職に関する科目	31
	教科又は教職に関する科目	8
最低修得単位数 計	59	59

【副免許】

「教育職員免許法第 6 条別表第 4」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格	免許状の種類			
	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
	保健体育以外	保健体育	保健体育以外	保健体育
基礎資格	各自の所属学科の基礎免許①（希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を必ず取得のこと			
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	20	20	20
	教職に関する科目	8	12	4
最低修得単位数 計	28	32	24	32

【異なる学校種の副免許】

「教育職員免許法第 5 条別表第 1」及び「教育職員免許法施行規則第 6 条第 1 項の付表（備考 12）」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格	免許状の種類	
	小学校教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状
基礎資格	各自の所属学科の基礎免許①を必ず取得のこと	
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	8
	教職に関する科目*	30
	教科又は教職に関する科目	6
最低単位数 計	44	37

* 異なる学校種の副免許を取得する場合、法令に基づき基礎免許を取得する際に修得した「教職に関する科目」の単位を一部流用することができます。詳しくは、P121 「4. 異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）」を確認してください。

【特別支援学校教諭一種免許状】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第7条」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類
		特別支援学校教諭 一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許① を必ず取得のこと
大学において修得することを必要とする最低単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
	特別支援教育領域に関する科目	16
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3
最低修得単位数 計		27

※ 特別支援学校教諭免許は、一括申請できません。卒業後に個人申請してください。なお、個人申請の時点で、各自の所属する学科の基礎免許を修得していることが必要となります。

IV. 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	単位数	授業科目	左記に対応する開設授業科目				
			単位数		開講学年	備考	科目区分
			必修	選択必修			
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		1		共通教育科目 専門教育科目（法学部のみ）
体育	2	スポーツ実技A スポーツ実技B スポーツ科学論		1 1 2	1 1 1	これら 3 科目より 2 科目選択必修	共通教育科目
外国語コミュニケーション	2	英語 I	2		1		共通教育科目
情報機器の操作	2	コンピュータと情報	2		1		共通教育科目
合計必修単位数		8 単位					

V. 「教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

【1. 基礎免許】

1-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	適要	
科目	各科目に定める必要事項						
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	半期	2	1		
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	2	1		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	半期	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	半期	2	1		
教育課程及び指導法に関する科目	• 各教科の指導法 (教育課程の意義及び編成の方法を含む) • 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅰ 社会科教育法	通年 通年 通年 通年	4 4 4 4	2 2 2 2	中学校のみ必修・受講可 各自の取得希望教科のみ受講可	
		国語科教育法Ⅱ 書道科教育法 英語科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅱ 社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法 商業科教育法 情報科教育法Ⅰ* 情報科教育法Ⅱ*	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 半期 半期	4 4 4 4 4 4 4 2 2	3 3 3 3 3 3 3 3 3	各自の取得希望教科のみ受講可	
		道徳の指導法	道徳教育の理論と方法(中・高)	半期	2	3	中学校のみ必修・受講可
		特別活動の指導法	特別活動の理論と方法(中・高)	半期	2	3	
		生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（中・高）	半期	2	3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	半期	2	3		
		教育実習ⅠA（事前指導）	前期	0	3		
		教育実習Ⅱ（中・高）	現場実習	2	3・4	中学校のみ必修・受講可 中学校参観実習	
		教育実習Ⅲ（中・高）	現場実習	2	4	中学校・高等学校教壇実習	
教育実習		教育実習ⅠB（事後指導）	後期	1	4		
教職実践演習		教職実践演習	半期	2	4		
合計必修単位数		中学校 31 単位／高等学校 23 単位					

* 情報は「情報科教育法Ⅰ・Ⅱ」2科目4単位が必修です。

教科教育法（2年次開講）の履修について

- 教科教育法（2年次開講）では、教育実習に参加するための手続きを行いますので、中学校教諭免許を取得する方は、必ず2年次に履修してください。また、教育実習（現場実習）に参加するための前提科目となっています（P124参照）。
- 高等学校教諭免許のみを取得する場合は、国語科教育法Ⅰ・英語科教育法Ⅰ・中国語科教育法Ⅰ・社会科教育法を履修することはできません。

- ・中学校教諭免許のみを取得する場合、または中学校・高等学校の両方の教諭免許を取得する場合は、1教科につき、2年次と3年次開講の2つの教科教育法を履修し、修得する必要があります。
- ・取得を希望する教科以外の教科教育法は履修できません。

教科教育法（2・3年次開講）の履修について

- ・他教科の教科教育法を「教科又は教職に関する科目」に算入することはできません。
- ・中学校「社会」に必要な教科教育法（3年次開講）4単位は、「社会科・地理歴史科教育法」または「社会科・公民科教育法」のどちらかで充足してください。両方とも修得した場合、「社会」に必要な単位として使用できるのはどちらか1科目のみとなります。
- ・教育実習（現場実習）に参加するための前提科目となっています（P124 参照）。

「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位について

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P139 「VIII. 『教科又は教職に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」を参照してください。

「教育実習」の単位認定について

「教育実習 IA・II・III・IB」は、定められた受講条件をクリアしないければ履修できません。P124 の「VI. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。

「教育実習 IA」は3年次、「教育実習 IB」は4年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、4年次の教育実習 IB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって3年次は0単位となり、合否で成績がつきます。なお、教育実習 IB（事後指導）は教育実習IIIを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習 II（参観実習）および III（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度の4月に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修について

「教育実習 II」「教育実習 III」「教育実習 IB」が不合格（D評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習 IA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

1-2. 選択科目*

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義 I	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義 I	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育心理学特殊講義III	半期	2	3
		教育学特殊講義III	半期	2	3
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	学校・学級経営論	半期	2	2・3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義II	半期	2	3

* 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

【2. 副免許（保健体育以外）】

必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	適要		
科目	各科目に定める必要事項							
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	半期	—	1	基礎免許で修得		
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	半期	—	1	基礎免許で修得		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	半期	—	2	基礎免許で修得		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	半期	—	1	基礎免許で修得		
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法（教育課程の意義及び編成の方法を含む） ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	国語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅰ 社会科教育法	通年 通年 通年 通年	4 4 4 4	2 2 2 2	中学校のみ必修・受講可 各自の取得希望教科のみ受講可		
		国語科教育法Ⅱ 書道科教育法 英語科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅱ 社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法 商業科教育法 情報科教育法Ⅰ*	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 半期	4 4 4 4 4 4 4 2	3 3 3 3 3 3 3 3	各自の取得希望教科のみ受講可		
		道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（中・高）	半期	—	3	中学校のみ必修・受講可 基礎免許で修得	
		特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（中・高）	半期	—	3	基礎免許で修得	
		生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（中・高）	半期	—	3	基礎免許で修得	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	半期	—	3	基礎免許で修得	
教育実習		教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	3	基礎免許で修得		
		教育実習Ⅱ（中・高）	現場実習	—	3・4	中学校のみ必修・受講可 中学校参観実習 基礎免許で修得		
		教育実習Ⅲ（中・高）	現場実習	—	4	中学校・高等学校教壇実習 基礎免許で修得		
		教育実習ⅣB（事後指導）	後期	—	4	基礎免許で修得		
教職実践演習		教職実践演習	半期	—	4	基礎免許で修得		
合計必修単位数		中学校8単位／高等学校4単位						

※ 情報は「情報科教育法Ⅰ・Ⅱ」2科目4単位が必修です。

【3. 副免許（保健体育）】

必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科 目	各科目に定める必要事項					
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	—	1	基礎免許で修得
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	—	1	基礎免許で修得
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	発達と学習	前期	—	2	基礎免許で修得
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	—	1	基礎免許で修得
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論(中・高)	後期	2	1	
	各教科の指導法	保健科教育法Ⅰ	前期	2	2	
		保健科教育法Ⅱ	後期	2	2	
		体育科教育法Ⅰ	前期	2	2	
		体育科教育法Ⅱ	後期	2	2	
	道徳の指導法	道徳教育の理論と方法(中・高)	前期	—	3・4	中学校のみ必修 基礎免許で修得
	特別活動の指導法	特別活動の理論と方法(中・高)	前期	—	3・4	基礎免許で修得
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術(中・高)	後期	2	3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導(中・高)	後期	—	2	基礎免許で修得
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	前期	—	3	基礎免許で修得
教育実習			教育実習ⅠA(事前指導)	後期	—	2
			教育実習Ⅱ(中・高)*	後期	—	3
			教育実習Ⅲ(中・高)	後期	—	3
			教育実習ⅣB(事後指導)	後期	—	3
教職実践演習	教職実践演習		後期	—	4	基礎免許で修得
合計必修単位数		中学校12単位／高等学校12単位				

* 高等学校教諭の免許状のみ取得を希望する場合で、基礎免許で「教育実習Ⅱ(中・高)」を履修していない場合は、高等学校教諭・保健体育では「教育実習Ⅱ(中・高)」が必修科目となりますので、必ず履修してください。

【4. 異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）】

4-1. 必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要	
科目	各科目に定める必要事項						
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	前期	—	1	基礎免許で修得	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理	後期	—	1	基礎免許で修得	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習	前期	—	2・3	基礎免許で修得	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	後期	—	2・3	基礎免許で修得	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法	教育課程論（幼・小）	後期	2	1		
		保育方法論	後期	2	2	幼稚園のみ必修	
		初等科教育法（国語）	前期	2	2・3	小学校のみ必修	
		初等科教育法（社会）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（算数）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（理科）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（生活）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（図工）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3		
		初等科教育法（体育）	前期	2	2・3		
	保育内容の指導法	保育内容総論	前期	2	2・3	幼稚園のみ必修	
		保育内容（健康）	前期	2	2		
		保育内容（人間関係）	前期	2	3		
		保育内容（環境）	前期	2	2		
		保育内容（言葉）	前期	2	3		
		保育内容（表現）	後期	2	2		
		道徳の指導法	道徳教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4 小学校のみ必修	
		特別活動の指導法	特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4 小学校のみ必修	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（幼・小）	後期	2	3・4	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修	
	幼児理解の理論及び方法	児童理解の理論および方法	後期	2	2	幼稚園のみ必修	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	前期	—	3	基礎免許で修得	
	教育実習 [☆]	教育実習ⅠA（事前指導）	後期	0	2	幼稚園のみ必修（小学校は基礎免許で修得）	
		教育実習Ⅱ（参観実習）（幼・小）	後期	2	2		
		教育実習Ⅲ（教壇実習）	後期	—	3	基礎免許で修得	
		教育実習ⅣB（事後指導）	後期	1	3	幼稚園のみ必修（小学校は基礎免許で修得）	
教職実践演習		教職実践演習	後期	—	4	基礎免許で修得	
合計必修単位数		小学校 30 単位／幼稚園 23 単位					

☆ 異なる学校種の副免許の取得に係る教育実習について（教育実習の単位認定）

異なる学校種の副免許を取得するためには「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）が必須です。基礎免許すでに「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）の場合も、次のとおり、再度2週間以上の実習が必要となります。異なる学校種の副免許取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

小学校教諭の免許取得を希望する場合は、すでに中学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度小学校において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません（「教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB」については、中学校教諭免許取得のために修得した単位が流用できます）。なお、「教育実習Ⅱ」には履修（参加）条件がありますので、履修にあたっては注意してください。

幼稚園教諭の免許取得を希望する場合は、すでに中学校の「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、再度幼稚園において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません。また、子ども支援学科開講の「教育実習ⅠA（事前指導）」及び「教育実習ⅠB（事後指導）」の単位も改めて修得しなければなりません（「教育実習Ⅲ」については、中学校免許取得のために修得した単位が流用できます）。なお、これらの科目には履修（参加）条件がありますので、履修にあたっては注意してください。

4-2. 選択科目※1

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年	摘要
科目	各科目に定める必要事項					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ※2	半期	2	3	小学校のみ
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ※2	半期	2	3	小学校のみ
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育心理学特殊講義Ⅲ※2	半期	2	3	小学校のみ
	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅲ※2	半期	2	3	小学校のみ
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業アセスメント論	半期	2	3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ※2	半期	2	3	小学校のみ

※1 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

※2 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

【5. 特別支援学校教諭免許】

必修科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	半期	2	1
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	集中	2	2
		肢体不自由児の心理・生理・病理	集中	2	2
		病弱児の心理・生理・病理	集中	2	2
		障害児の生理・病理	集中	2	2
		知的障害児の教育	半期	2	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由児の教育	半期	2	2
		病弱児の教育	集中	2	2
		障害児指導法	半期	2	3
		発達障害児教育総論	半期	2	2
		聴覚障害児教育総論	半期	2	2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児教育総論	半期	2	2
		特別支援教育実習（事前指導）	半期		3
		特別支援教育実習（事後指導）	半期	3	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習	半期		4
合計必修単位数		27 単位			

VI. 教育実習の履修方法について

【取得希望免許ごとに必要な教育実習】

取得希望免許状	履修が必要な教育実習科目	現場実習期間	単位数	介護等体験*
中学校のみ	教育実習 IA・II・III・IB	3週間または4週間	5	7日間
高等学校のみ	教育実習 IA・III・IB	2週間(3週間の場合もある)	3	—
中学校及び高等学校	教育実習 IA・II・III・IB	3週間または4週間	5	7日間

* 介護等体験についてはP140「IX. 介護等体験について」を参照してください。

【授業科目の構成及び履修条件】※1・2

科目名	開講年次	認定単位数		履修(参加)条件
		中一種	高一種	
教育実習 IA	3年前期 (事前指導)	0	0	2年次終了までに ①「教職論」2単位を修得していること。 ②「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」のうち 2科目4単位以上を修得していること。 ただし、中学校教員免許状取得希望者は教育実習II履修条件を併せて充たすこと。
教育実習 II ^{※1}	3年 (主として参観 実習)	2	履修不可	①2年次前期終了までに、「教職論」2単位を修得していること ②2年次開講の基礎免許の「教科教育法」を修得している こと ^{※2} ③「教育実習 IA」を履修、または修得していること
教育実習 III ^{※1}	4年 (参観及び教壇 実習)	2	2	①3年次終了までに、「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得していること ②3年次前期の「教育実習 IA」に合格していること ③3年次開講の基礎免許①の「教科教育法」を前年度までに、修得していること
教育実習 IB	4年後期 (事後指導)	1	1	履修条件は「教育実習 III」と同じ

* 条件が不足する場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。また、教育実習は、特別な事情がない限り各自の出身校及び基礎免許で行うことを原則とします。

教育実習 II・IIIの履修方法について

※1 履修方法については

- ① 4年次に「教育実習 II」・「教育実習 III」を並行履修し、3週間実習を行う。
 - ② 2年間(3年次「教育実習 II」・4年次「教育実習 III」)にわたって履修し、各2週間ずつ実習を行う。
- の2通りの履修方法がありますが、各自の教育実習予定校の受け入れ形態により決まります。

詳細は、2年次開講の教科教育法(中学校用)の授業でお知らせします。

※2 「セメスター留学」に参加する学生は、3年次に履修し、修得してください(卒業と同時に免許状を取得するためには、上記注1の①の方法で教育実習を行う必要があります)。

小学校・幼稚園における教育実習について

対象者へ別途指示します。

特別支援教育実習の履修条件について

特別支援学校教諭一種免許状の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほかに、「特別支援教育実習」(事前・事後指導を含む)を行う必要があります。

「特別支援教育実習」を受講するにあたっては、「特別支援教育総論」(1年次開講)2単位を修得し、「知的障害児の教育」(2年次開講)「肢体不自由児の教育」(2年次開講)「病弱児の教育」(2年次開講)「障害児指導法」(3年次開講)のうち3科目6単位を履修している必要があります。そのうえで、3年次の後期に開講する「特別支援教育実習(事前指導)」の履修が求められます。

VII. 「教科に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

〔国語（中学校一種・高等学校一種）〕※1・2

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（1科目以上修得すること）

※2 神道文化学科の学生が取得しようとする場合は、中国文学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。また、「書道」は、卒業要件科目として算入することはできません（年次別履修単位制限の対象からは除外されます）。

【書道（高等学校一種）】※1~3

日本文学科			
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授業科目	単位数
書道※4 (書写を含む。)		◎書道 ◎書道実習 I ◎書道実習 II ◎書道実習 III 書道実習 IV	4 2 2 2 2
書道史		◎日本書道史 I ◎日本書道史 II ◎中国書道史 I ◎中国書道史 II	2 2 2 2
「書論、鑑賞」		◎書論研究 書道概論 表現文化論 IIIA◆ 表現文化論 IIIB◆	2 2 2 2
「国文学、漢文学」	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△日本文学概説 I ◆ △日本文学概説 II ◆ 日本文学講読 I ◇ 日本文学講読 II ◇ △漢文学概説◆ 漢文学講読 I ◆ 漢文学講読 II ◆ 伝承文学概説 I ◆ 伝承文学概説 II ◆ 伝承文学講読 I ◆ 伝承文学講読 II ◆ 日本文学演習 I ◆ 日本文学演習 II ◆ 日本文学演習 III ◆ 伝承文学演習 I ◆ 伝承文学演習 II ◆ 伝承文学演習 III ◆ 伝承文学演習 IV ◆ 古典講読 II A 古典講読 II B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（「日本文学概説 I・II」2科目または「漢文学概説」1科目修得すること）

※2 中国文学科の学生が取得しようとする場合は、日本文学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。また、「国文学、漢文学」の科目区分については、専門教育科目「日本文学概論 I・II」2科目を修得してください。

※3 神道文化学科の学生が取得しようとする場合は、日本文学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆及び◇のついている授業科目を履修することはできません。また、「国文学、漢文学」の科目区分については、全学オープン科目「日本文学概論 I・II」2科目を修得してください。

※4 神道文化学科の学生は、「書道」及び「書道実習 I～IV」の修得単位を卒業要件に算入することはできませんが、年次別履修単位制限の対象からは除外されます。

【英語（中学校一種・高等学校一種）】※1・2

外國語文化

		外国語文化学科	
教育職員免許法規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
英語学		△英米語研究 I	2
		△英米語研究 II	2
		英文法 A◆	2
		英文法 B◆	2
英米文学		◎外国文学 I (英)	2
		◎外国文学 II (米)	2
英語コミュニケーション	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	英語演習 IA◆	2
		英語演習 IB◆	2
		英語演習 II A◆	2
		英語演習 II B◆	2
		英語表現 A◆	2
		英語表現 B◆	2
		△英語コミュニケーション演習 A	2
		△英語コミュニケーション演習 B	2
		英語展開演習 A	2
		英語展開演習 B	2
		Select English I ◆	2
		Select English II ◆	2
異文化理解		△英米地域文化論 I	2
		△英米地域文化論 II	2

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 他学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆についている授業科目を履修することはできません。

【中国語（中学校一種・高等学校一種）】※1・2

外国语文化

外国語文化学科			
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
中国語学		△中国語研究Ⅰ △中国語研究Ⅱ	2 2
中国文学		△外国文学VII（中） △外国文学VIII（中）	2 2
中国語コミュニケーション	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	中国語演習ⅠA◆ 中国語演習ⅠB◆ 中国語演習ⅡA◆ 中国語演習ⅡB◆ △中国語コミュニケーション演習A △中国語コミュニケーション演習B 中国語展開演習A 中国語展開演習B	2 2 2 2 2 2 2 2
異文化理解		△中国地域文化論Ⅰ △中国地域文化論Ⅱ	2 2

※1 ▲：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 他学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆についている授業科目を履修することはできません。

【社会（中学校一種）】※1・2

		史学科	哲学科		
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目	左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び外国史		◎日本史概論 I	2	◎日本史概論 I	2
		日本史概論 II	2	日本史概論 II	2
		◎東洋史概論 I	2	◎東洋史概論 I	2
		東洋史概論 II	2	東洋史概論 II	2
		◎西洋史概論 I	2	◎西洋史概論 I	2
		西洋史概論 II	2	西洋史概論 II	2
		史学展開演習 I (日本史)	2		
		史学展開演習 II (日本史)	2		
		史学応用演習 (日本史)	4		
		史学展開演習 I (外国史)	2		
地理学 (地誌を含む。)		史学展開演習 II (外国史)	2		
		史学応用演習 (外国史)	4		
		史学展開演習 I (考古学)	2		
		史学展開演習 II (考古学)	2		
		史学応用演習 (考古学)	4		
「法律学、政治 学」		◎人文地理学	2	◎人文地理学	2
		◎自然地理学	2	◎自然地理学	2
		◎地誌学	2	◎地誌学	2
		史学展開演習 I (地域文化と景観)	2		
		史学展開演習 II (地域文化と景観)	2		
「社会学、経済 学」		史学応用演習 (地域文化と景観)	4		
		△憲法	4	△憲法	4
		△政治学概論	2	△政治学概論	2
		国際政治 A	2	国際政治 A	2
		国際政治 B	2	国際政治 B	2
「哲学、倫理 学、宗教学」		△社会学 A	2	△社会学 A	2
		社会学 B	2	社会学 B	2
		△社会経済学入門	2	△社会経済学入門	2
		△経済原論	2	△経済原論	2
		公共部門と財政	2	公共部門と財政	2
各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位		社会保障の基礎	2	社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障	2	少子高齢社会と社会保障◆	2
		△哲学概論 A	2	△哲学概論 A	2
		哲学概論 B	2	哲学概論 B	2
		△倫理学 A	2	△倫理学 A	2
		倫理学 B	2	倫理学 B	2
		△宗教学 I	2	△宗教学 I	2
		宗教学 II	2	宗教学 II	2
				哲学演習◆	4
				西洋哲学史 IA	2
※1 ◎ : 必修科目 △ : 選択必修科目 (各科目区分の中で 1 科目以上修得すること)				西洋哲学史 IB	2
				西洋哲学史 II A	2
				西洋哲学史 II B	2
					2

※1 ◎ : 必修科目 △ : 選択必修科目 (各科目区分の中で 1 科目以上修得すること)

※2 日本文・中国文・外国語文化学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆についている授業科目を履修することはできません。

【社会（中学校一種）】*

※ ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

【社会（中学校一種）】※1

経済学科 経済ネットワーキング学科 経営学科				
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		履修条件科目※2
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
日本史 及び外国史		◎日本史概論 I 日本史概論 II ◎東洋史概論 I 東洋史概論 II ◎西洋史概論 I 西洋史概論 II 日本経済史 近代日本経済史 西洋経済史 近代西洋経済史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	経済史の基礎 経済史の基礎 経済史の基礎 経済史の基礎
地理学 (地誌を含む。)		◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2	
「法律学、政治学」		△憲法 △政治学概論 国際政治 A 国際政治 B 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II	4 2 2 2 2 2 2 2	
「社会学、経済学」	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△社会学 A 社会学 B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障 経済理論入門 マクロ経済学 計量経済学 国際経済 地域経済統合 日本の金融システム 国際通貨と国際金融 農業経済 環境経済の基礎 企業活動と環境	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	社会経済学入門 財政の基礎 社会保障の基礎 経済理論入門 経済統計の見方 世界の経済 世界の経済 金融の基礎 金融の基礎 環境経済の基礎
「哲学、倫理学、宗教学」		△哲学概論 A 哲学概論 B △倫理学 A 倫理学 B △宗教学 I 宗教学 II	2 2 2 2 2 2	

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 履修にあたって、単位修得が条件となる科目のこと

【社会（中学校一種）】*

神道文化学科			
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び外国史		◎日本史概論 I ◎東洋史概論 I ◎西洋史概論 I 神道史学 I 神道史学 II A 神道史学 II B	2 2 2 4 2 2
地理学 (地誌を含む。)		◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2
「法律学、政治 学」		△憲法 △政治学概論 国際政治 A 国際政治 B	4 2 2 2
「社会学、経済 学」	各分野から それぞれ 1単位以上 計 20 単位	△社会学 A 社会学 B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2
「哲学、倫理 学、宗教学」		△哲学概論 A 哲学概論 B △倫理学 A 倫理学 B △宗教学 I 宗教学 II 祭祀学 I 祭祀学 II 神道神学 I 神道神学 II 古典講読 I 日本宗教文化論 I 日本宗教文化論 II 世界宗教文化論 I 世界宗教文化論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2

* ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

【地理歷史（高等学校一種）】※1・2

史学科	
左記に対応する開設授業科目	
授業科目	単位数
◎日本史概論 I	2
日本史概論 II	2
史学展開演習 I (日本史) ◆	2
史学展開演習 II (日本史) ◆	2
史学応用演習 (日本史) ◆	4
史学展開演習 I (考古学) ◆	2
史学展開演習 II (考古学) ◆	2
史学応用演習 (考古学) ◆	4
日本時代史 I	2
日本時代史 II	2
日本時代史 III	2
日本時代史 IV	2
日本時代史 V	2
日本時代史 VI	2
日本時代史 VII	2
日本時代史 VIII	2
◎東洋史概論 I	2
東洋史概論 II	2
◎西洋史概論 I	2
西洋史概論 II	2
史学展開演習 I (外国史) ◆	2
史学展開演習 II (外国史) ◆	2
史学応用演習 (外国史) ◆	4
東洋地域史 I	2
東洋地域史 II	2
東洋地域史 III	2
東洋地域史 IV	2
西洋地域史 I	2
西洋地域史 II	2
西洋地域史 III	2
西洋地域史 IV	2
◎人文地理学	2
◎自然地理学	2
史学展開演習 I (地域文化と景観) ◆	2
史学展開演習 II (地域文化と景観) ◆	2
史学応用演習 (地域文化と景観) ◆	4
◎地誌学	2

※1 ◎ · 必修科目

*※2 他学科の学生が取得しようとする場合は、史学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆のついている授業科目を履修することはできません。

【公民（高等学校一種）】※1~3

		哲学科		法律学科	
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	△憲法 △政治学概論 国際政治A 国際政治B	4 2 2 2	△憲法I △政治学概論 国家と国際法 個人と国際法 国際政治A 国際政治B 憲法II 刑法総論 刑法各論 民法・総則 民法・物権 民法・債権総論 民法・債権各論 民法・親族 民法・相続 会社法 行政学A 行政学B 日本の政治A 日本の政治B 地方自治論A 地方自治論B 比較政治A 比較政治B	4 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		△社会学A 社会学B △社会経済学入門 △経済原論 国際経済 地域経済統合 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障◆	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	△社会学A 社会学B △社会経済学入門 △経済原論 国際経済 地域経済統合 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		△哲学概論A 哲学概論B △倫理学A 倫理学B △宗教学I 宗教学II △心理学A 心理学B 哲学演習◆ 西洋哲学史IA 西洋哲学史IB 西洋哲学史IIA 西洋哲学史IIB 日本哲学A 日本哲学B	2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2	△哲学概論A 哲学概論B △倫理学A 倫理学B △宗教学I 宗教学II △心理学A 心理学B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

※1 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 日本文・中国文・外国語文化の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆についている授業科目を履修することはできません。

※3 史学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、「哲学演習」を履修することはできません。

【公民（高等学校一種）】

※1 ▲：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※1 云々：選択必修科目（各科目区分の下で、1科目以上修得）
※2 履修にあたって、単位修得が条件となる科目のこと

【公民（高等学校一種）】*

神道文化文学科			
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授業科目	単位数
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」		△憲法 △政治学概論 国際政治A 国際政治B	4 2 2 2
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		△社会学A 社会学B △社会経済学入門 △経済原論 国際経済 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2 2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	△哲学概論A 哲学概論B △倫理学A 倫理学B △宗教学I 宗教学II △心理学A 心理学B 祭祀学I 祭祀学II 神道神学I 神道神学II 古典講読I 日本宗教文化論I 日本宗教文化論II 世界宗教文化論I 世界宗教文化論II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2

* △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

【情報（高等学校一種）】※1・2

経済ネットワーキング学科				
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		履修条件科目※3	
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
情報社会 および情報倫理	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	経営情報の開示	2	会社入門
		①情報倫理とセキュリティ	2	情報システムの基礎
		②コンピュータ基礎	2	コンピュータと情報
		経済統計の見方	2	情報システムの基礎
		③情報処理の基礎	2	コンピュータ基礎、情報処理の基礎
		プログラミング技法	2	プログラミング技法
		④プログラミング演習	2	
コンピュータ および情報処理 (実習を含む)		⑤情報システムの基礎	2	情報システムの基礎
		⑥情報システム	2	コンピュータ基礎、情報システム
		⑦コンピュータ応用・データベース	2	
		ネットワーク型組織	2	
		⑧情報通信ネットワーク	2	情報システムの基礎
情報システム (実習を含む)		コンピュータ応用・ネットワーク活用	2	コンピュータ基礎
		⑨コンピュータ実践・セキュリティ管理	2	コンピュータ基礎、情報通信ネットワーク
		⑩マルチメディア表現と技術	2	情報システムの基礎
情報通信 ネットワーク (実習を含む)		コンピュータ応用・プレゼンテーション	2	コンピュータ基礎
		コンピュータ応用・Webデザイン	2	コンピュータ基礎、マルチメディア表現と技術
		⑪コンピュータ実践・シミュレーション	2	コンピュータ基礎、情報処理の基礎
		コーポレート・コミュニケーション	2	会社入門
情報と職業		⑫情報社会と職業	2	現代日本経済

※1 ①：必修科目

※2 経済・経営学科の学生が取得しようとする場合は、経済ネットワーキング学科の欄より科目を履修してください。

※3 履修にあたって、単位修得が条件となる科目のこと

【商業（高等学校一種）】※1・2

経営学科				
教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		履修条件科目※3	
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
商業の 関係科目	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	①流通システム	2	マーケティングの基礎
		コンピュータ基礎	2	コンピュータと情報
		会社入門	2	
		経営理論入門	2	
		②簿記と財務報告A	2	簿記と財務報告A
		簿記と財務報告B	2	
		現代の企業経営	2	
		経営管理	2	経営理論入門
		財務会計	2	簿記と財務報告A
		応用財務会計	2	財務会計
		財務諸表分析	2	簿記と財務報告A
		予算管理	2	簿記と財務報告A
		原価計算	2	簿記と財務報告A
		コンピュータ会計	2	簿記と財務報告A
職業指導		企業監査	2	簿記と財務報告A
		国際会計	2	財務会計
		人事管理	2	会社入門
		③職業指導	4	

※1 ①：必修科目

※2 経済・経営ネットワーキング学科の学生が取得しようとする場合は、経営学科の欄より科目を履修してください。

※3 履修にあたって、単位修得が条件となる科目のこと

【小学校一種】※1・2

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	初等教育学科		
	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	必要単位数
国語（書写を含む）	◎国語概説 児童文学	2 2	計8単位以上
社会	社会科概説	2	
算数	算数概説	2	
理科	理科概説	2	
	理科実験・観察法（生命）	2	
	理科実験・観察法（地球）	2	
	理科実験・観察法（粒子）	2	
	理科実験・観察法（エネルギー）	2	
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
図画工作	図工概説	2	
家庭	家庭科概説	2	
体育	体育概説	2	

※1 ◎：必修科目

※2 他学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

【幼稚園一種】※

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	子ども支援学科		
	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	必要単位数
国語	国語概説 保育表現技術（言語表現）◆	2 2	計6単位以上
算数	算数概説	2	
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
	保育表現技術（音楽表現）◆	2	
図画工作	図工概説	2	
	保育表現技術（造形表現）◆	2	
体育	体育概説	2	
	保育表現技術（身体表現）◆	2	

※ 他学科の学生が取得しようとする場合は、子ども支援学科の欄より科目を履修してください。ただし、◆についている授業科目を履修することはできません。

【保健体育（中学校一種・高等学校一種）】※1・2

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	健康体育学科		
	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	必要単位数
体育実技	△運動方法基礎実習球技系 I	1	球技系、表現系、武道系より各1単位を含む 5 単位以上
	△運動方法基礎実習球技系 II	1	
	△運動方法基礎実習球技系 III	1	
	△運動方法基礎実習球技系 IV	1	
	△運動方法基礎実習表現系 I	1	
	△運動方法基礎実習表現系 II	1	
	△運動方法基礎実習表現系 III	1	
	△運動方法基礎実習表現系 IV	1	
	△運動方法基礎実習表現系 V	1	
	△運動方法基礎実習武道系 I	1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	△運動方法基礎実習武道系 II	1	計 20 単位以上
	△運動方法基礎実習武道系 III	1	
	△体育原理	2	
	△スポーツ心理学	2	
	△体育スポーツ経営学	2	
	△体育社会学	2	
生理学（運動生理学を含む。）	◎運動学	2	2 単位以上
	スポーツ行政論	2	
	組織・リーダーシップ論	2	
衛生学及び公衆衛生学	◎生理学	2	2 単位以上
	コンディショニング	2	
	◎衛生学・公衆衛生学	2	
学校保健（小児医療、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	保健社会学	2	2 単位以上
	健康管理論	2	
	◎学校保健	2	
	発育期の健康と運動	2	
	メンタルヘルス	2	
	◎安全教育	2	
	◎救急法	2	

※1 ◎：必修科目 △：選択必修科目（各科目区分の中で1科目以上修得すること）

※2 他学科の学生が取得しようとする場合は、健康体育学科の欄より科目を履修してください。

VIII 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低修得単位数は、本学では中学校 8 単位、高等学校 16 単位、小学校 6 単位、幼稚園 8 単位必要です。本学では、この区分の科目として「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合は必修科目、高等学校教員免許状のみを取得する場合は選択科目として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

教育職員免許法 施行規則 に定める科目区分	本学における 最低必要単位数	左記に対応する本学の開設授業科目				履修方法等
		授業科目	開講	開講 学年	単位	
教科又は教職に関する科目	中学校 8	ボランティアと 社会参加	半期	1	2	小学校・中学校のみ必修 介護等体験を行う前年に修得すること※
	高等学校 16					
	小学校 6					
	幼稚園 8					

※ 「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできません。介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

【教科又は教職に関する科目の充当方法】*

中学校 ①+②+③ = 8 単位以上

- ①「ボランティアと社会参加」
- ②「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 単位を超えて修得した単位数

高等学校 ①+②+③+④ = 16 単位以上

- ①「ボランティアと社会参加」
- ②「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 单位を超えて修得した単位数
- ④「道徳教育の理論と方法」を取得した場合

小学校 ①+②+③ = 6 単位以上

- ①「ボランティアと社会参加」
- ②「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③「教科に関する科目」で、8 单位を超えて修得した単位数

幼稚園 ①+②+③ = 8 単位以上

- ①「ボランティアと社会参加」
- ②「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③「教科に関する科目」で、6 单位を超えて修得した単位数

※ 各免許課程とも、必ずしも①～④すべての分野から充当する必要があります。

IX. 介護等体験について

【介護等体験とは】

小学校及び中学校教員免許状の申請の際には、介護等体験特例法に基づく介護等体験に関する証明書の添付が義務付けられています。

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や、高齢者等に対する介護、介助や、これらの人達との交流等の体験を行わせること。」を目的としています。

【介護等体験の内容】

いわゆる介護、介助のほか、障害者や高齢者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接に接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容・状況に応じ、幅広い体験が考えられる、とされています。

【受入施設と体験期間】

① 特別支援学校	2 日間
② 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等）	5 日間
計 7 日間	

【介護等体験申し込み手続き】

介護等体験は卒業までに体験すればよいことですが、3年次以降は教育実習があること等を考慮し、2年生のときに体験することを原則としています。

具体的には、1年次（体験の前年度）に数回のガイダンスを行い、その中で申込み手続きが行われます。このガイダンスは事前指導会を兼ねますので、全回出席しなければ翌年度、介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者は掲示等に注意し、必ずガイダンスを受けるようにしてください。

なお、2年次（体験実施年）にもガイダンスがあり、全回出席しなければなりません。

ガイダンスとは別に「教科又は教職に関する科目」である『ボランティアと社会参加』（1年次開講・2単位）は体験に参加する前年までに受講し修得すること。修得して初めて「介護等体験」に参加する資格を得ることになります。

※1 なお、特別支援学校および社会福祉施設への受入の依頼は大学が一括して行います。

※2 「セメスター留学」に参加する学生は、3年次に1年目のガイダンスに参加し、4年次に体験に参加することになります。

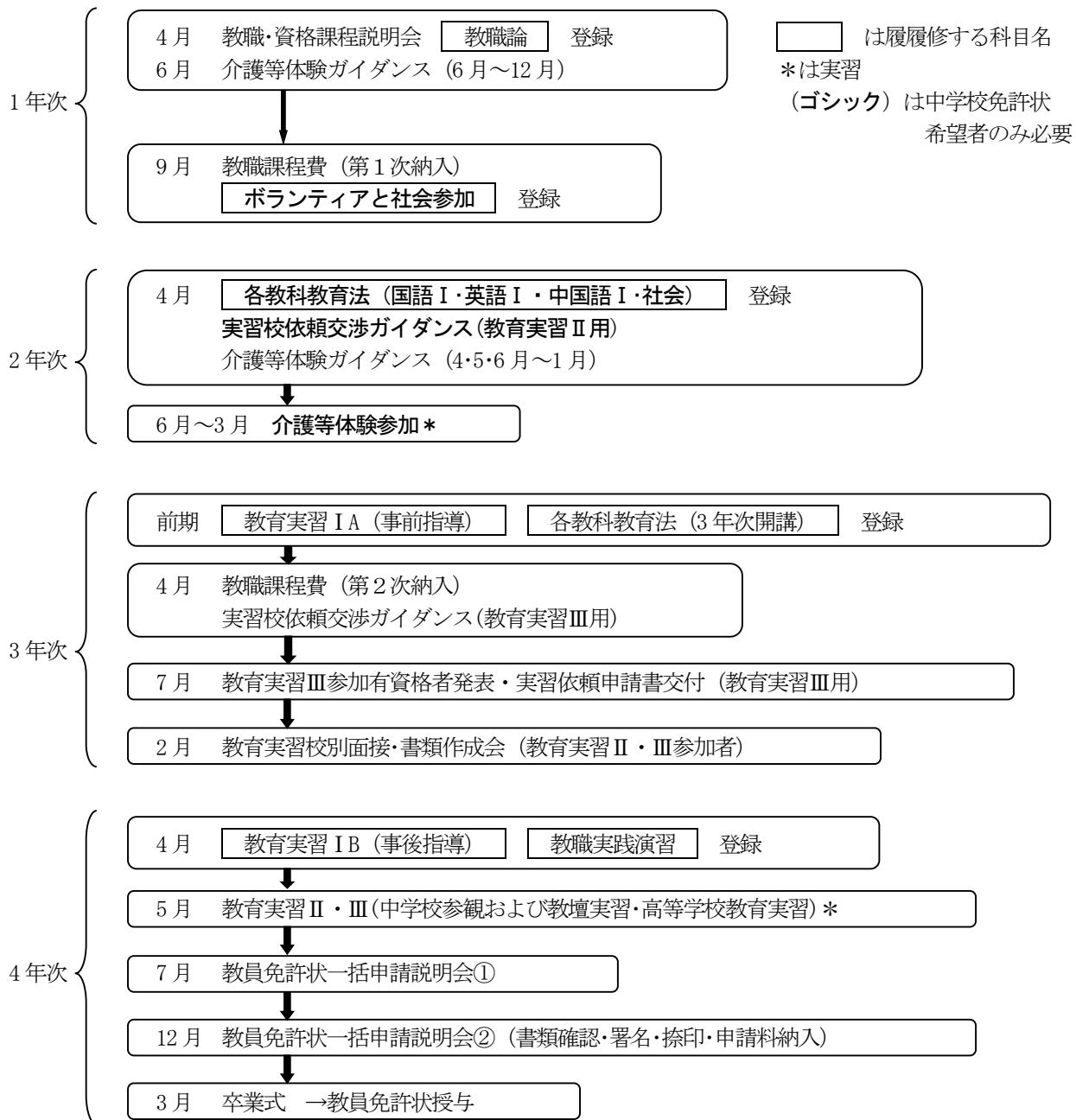
【介護等体験を必要としない人】

小・中学校教諭免許状取得希望者で下記に該当する方は、事前に教職センターに申し出てください。

- 平成10年3月31日以前に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与された者、及び同日現在から継続して大学・大学院に正規課程の学生として在学中の者。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、以上のいずれかの免許を受けている者。社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
- 身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者。

X. 教員免許状取得までの主な行事予定

【教育実習を4年次にすべて行う場合（中学校免許状取得希望者3週間・高等学校免許状取得希望者2週間）】



【教育実習を3年次に2週間・4年次に2週間行う場合（中学校教員免許状取得希望者のみ）】

